

各 課 長 宛

政策経営部情報管理課長

情報の原則公開の徹底等について（通知）

杉並区情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条において「実施機関の管理する情報は、原則公開とする。」と定めているとおり、情報公開制度は、区民に区が保有する情報の公開を求める権利を制度的に保障し、区に対して、原則として情報の公開を義務付ける制度である。

杉並区の情報公開請求は近年増加傾向にあるが、「区政の情報は区民のものである」との認識の下、より積極的に情報公開、情報提供を進めていく必要があるため、改めて下記のとおり対応することを徹底されたい。

記

1 情報の原則公開の徹底について

（1）情報の原則公開

区が管理する情報は原則「公開」である。このため、条例第 6 条第 1 項各号に定める「公開しないことができる」理由の適用については、適正かつ厳格に判断すること。

（2）非公開事由の適正かつ厳格な判断

特に、条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する「事業活動情報」は『当該法人等に著しい不利益を与えると認められるもの』、条例第 6 条第 1 項第 4 号に規定する「行政執行情報」は『事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの』、条例第 6 条第 1 項第 5 号に規定する「意思形成過程情報」は『公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの』に限られる。※

最近の杉並区が被告となった裁判では、この「事業活動情報」及び「行政執行情報」を理由に区が非公開とした部分を取り消す判決が言い渡された例（令和 4 年 4 月 8 日東京地裁）もあるため、より慎重に判断すること。

（3）第三者への意見照会

また、所管課において法人等に対し情報公開の可否について意見照会を行い、当該法人等から非公開とすべき旨の意見があった場合でも、前例を踏襲せず、法人等には条例の趣旨を十分に説明した上で、原則公開することを基本に判断すること。

※ 「著しい」「著しく」とは

単に公開することにより、一般的抽象的な不利益や困難が発生する可能性が推測されるだけでは足りず、不利益や困難が発生することについて客観的具体的に合理的理由が説明されることが必要である。

京都地裁平成 3 年 3 月 27 日判決では「著しい支障」について、「客観的にかつその著しい危険の高度の蓋然性（実現する見込み）が存在しなければならない」と判断している。

2 積極的な「情報提供」の実施について

区民が区の保有する行政情報を迅速かつ容易に得られるよう、条例が定める公開請求の手続によらずに、各所管課の裁量により情報提供することが可能である場合は、区民の利便性向上、職員の負担軽減の観点から、積極的な情報提供を実施すること。

なお、情報提供の、情報公開との主な相違点は以下のとおり。

- ・ 情報提供は区民の求めに応じ、資料の加工や新規作成が可能。(⇔情報公開は請求日時点で実施機関が管理している情報に限る)
- ・ 情報提供には処理期間の定めがない。(⇔情報公開は処理期間の定めあり)
- ・ 情報提供は、行政処分ではなく、実施機関が任意で行う事実行為であるため不服申立ての対象にはならない。(⇔情報公開は不服申立ての対象となる)

<参考> 杉並区情報公開条例第6条(抜粋)及び第17条

(情報の原則公開)

第6条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(中略)

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を損なうおそれのある事業活動に関する情報であつて、公開することが必要であると認められるもの

イ 違法又は不当な事業活動に関する情報であつて、区民生活に支障が生ずるおそれがあるため、公開することが必要であると認められるもの

ウ ア及びイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが特に公益上必要と認められるもの

(4) 取締り、立入調査、選考、入札、交渉、争訟等の事務に関する情報であつて、公開することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの

(5) 区の内部又は区と国若しくは他の地方公共団体との間における審議、検討等の意思形成過程における情報であつて、公開することにより公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

(情報の公表及び提供)

第17条 区は、情報の公表及び提供の拡充を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が速やかに、かつ、容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、広報媒体の効果的活用にも努めるとともに、区政に関する情報を一層区民が利用しやすいものにする等情報の提供の拡充に努めるものとする。